

平 2 9 経 外 第 5 号
平成29年10月10日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」等
に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

収益認識に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）の基本的な原則を取り入れることを出発点とするも、日本基準における代替的な取扱いを含めた会計基準を定めることとしたことに賛同する。本公開草案で示された質問に対する回答として提示する以下の意見に関して、十分な配慮をお願いしたい。

○質問2（適用範囲に関する質問）について

「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」が「収益認識に関する会計基準（案）」の適用範囲から除外されているが、その範囲が明確ではないことから、金融サービスに対する手数料全体が本基準案の適用範囲から除外されることを明確にすべきである。

具体的には、「収益認識に関する会計基準（案）」第3項(5)を「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料等の金融サービスに対する手数料」と修正することが考えられる。

（理由）

- ・ IFRSにおいては、IFRS第9号（金融商品）B5.4.1項からB5.4.3項にもとづき、金融サービスに対する手数料が金融商品の実効金利の不可分の一部であるかを識別し、不可分の一部である場合にはIFRS第9号にもとづいて実効金利の調整として扱い、不可分の一部でない場合にはIFRS第15号に従って会計処理することとされている。
- ・ 一方、現行の日本基準においては、「実効金利の不可分の一部」といった概念は存在しておらず、また、IFRS第9号との整合性の観点からの金融商品に

関する会計基準の改訂についても、今後、検討に着手するか否かの検討を行うこととされている状況である。そのため、IFRS第9号においては実効金利の調整として扱うこととされる部分が、今後金融商品に関する会計基準が改訂される場合にどのように取り扱われるかは未だ定まっておらず、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下「収益認識基準案」という。）第100項で指摘しているとおり、会計処理が変わる可能性がある。

- ・ 上記を踏まえると、まずは金融サービスに対する手数料全体を収益認識基準案の適用範囲から除外するべきであるが、収益認識基準案の「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」という記述では適用除外が一定の手数料に限定されるように解釈できることから、この点が明確になっていないと思われる。したがって、実務に混乱をきたすことのないよう、金融サービスに対する手数料全体が適用範囲から除外されていることを明確にするとともに、現行の実務に沿った会計処理を容認すべきである。

○質問5（開示に関する質問）について

会計基準の適用時における開示の定めを当該適用時までには検討することについて賛成する。検討に当たっては、作成者における準備期間が十分確保できるよう、配慮いただきたい。

（理由）

- ・ 会計基準の適用時における開示の定めについて具体的な検討スケジュールは明示されていないが、仮に新たな開示を行う場合にはシステム開発等により、一定の準備期間が必要となるため、この点を配慮して検討を進めていただきたい。

○質問8（その他）について

今後、会計基準の適用時の開示の定めについて検討する際には、重要性を考慮して注記の記載を省略する等の手当てを検討いただきたい。

（理由）

- ・ IFRSにおいては、IFRS第15号における開示目的に見合った取引が存在する場合でも、IAS第1号（財務諸表の表示）第31項にもとづき、重要性がない場合には開示する必要はないこととされており、作成者による注記事項の開示要否について重要性の判断が可能となっている。一方、日本基準においてはIAS第1号のような開示に関する包括的な基準がないことから、IFRS第15号の規定をそのまま導入した場合、国際的な会計基準との整合性が図れなくなるおそれがある。
- ・ また、銀行は、主に収益認識基準案の適用対象外となる金融商品を取り扱っていることを踏まえると、開示対象となり得る取引に重要性はないものと考えられる。

- ・ このため、重要性を考慮して記載を省略する等の手当てを検討いただきたい。

以 上